

○ 「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

| 改 正 案   | 現 行   |
|---|---|
| <p>21 規則第21条に規定する継続企業の前提に関する注記については、次の点に留意する。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 財務諸表等規則ガイドライン8の27-2及び8の27-3の取扱いは、継続企業の前提に関する注記について準用する。</p> <p>3 前会計期間(前事業年度又は前四半期会計期間をいう。この21において同じ。)の財務諸表において財務諸表等規則第8条の27等の規定により注記した継続企業の前提に関する重要な不確実性が四半期貸借対照表日において認められる場合には、四半期貸借対照表日までの期間における当該重要な不確実性の変化も含めて記載し、当四半期会計期間の末日までに継続企業の前提に関する重要な不確実性が特段の変化がない場合には、前会計期間の注記を踏まえる必要がある(例えば、前事業年度の末日に当該注記を行った場合であって、当四半期会計期間の末日までに継続企業の前提に関する重要な不確実性が特段の変化がないときは、当初に行った注記の内容を基に、当四半期会計期間が属する事業年度の末日までの期間に対応した内容を記載する必要がある。)ことに留意する。(削る)</p> <p>4 規則第21条第2号に規定する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策については、少なくとも翌四半期会計期間の末日までを対象とした対応策を記載する必要があることに留意する。(3において前会計期間の注記を踏まえる必要がある場合を除く。)</p> <p>5 前会計期間の決算日における継続企業の前提に関する重要な不確実性に大きな変化があった場合又は前会計期間の決算日において継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められなかったものの、当四半期会計期間に継続企業の前提に関する重要な不確実性が新たに認められることとなった場合であって、当四半期会計期間の末日から1年にわたって継続企業の前提が成立するとの評価に基づいて四半期財務諸表を作成するときは、規則第21条第3号に規定する当該重要な不確実性が認められる理由として、具体的な対応策が未定であること、4に規定する対応策の対象期間を超えた期間についても</p> | <p>21 規則第21条に規定する継続企業の前提に関する注記については、次の点に留意する。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 財務諸表等規則ガイドライン8の27-2の取扱い、継続企業の前提に関する注記について準用する。</p> <p>3 前事業年度の財務諸表において財務諸表等規則第8条の27の規定により注記した継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が四半期貸借対照表日において存在する場合には、四半期貸借対照表日までの期間における当該事象又は状況の変化も含めて記載することに留意する。</p> <p>4 四半期貸借対照表日において存在した継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が四半期貸借対照表日後に解消又は大幅に改善した場合には、その旨及びその経緯も含めて記載することに留意する。</p> <p>5 規則第21条第3号に規定する経営者の対応については、前事業年度の決算日において継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在した場合で、当四半期会計期間末までに当該事象又は状況の変化がない場合には、少なくとも当四半期会計期間が属する事業年度の末日までの経営者の対応を、前事業年度の決算日における継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に大きな変化があった場合、あるいは、前事業年度末において継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在しなかったものの、当四半期会計期間に継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が新たに発生した場合には、少なくとも当該四半期会計期間の四半期貸借対照表日の翌日から1年間の経営者の対応を記載する必要があることに留意する。(新設)</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p>6 <u>続企業の前提が成立すると評価した理由等を含めて記載することに留意する。</u><br/> 四半期貸借対照表日後に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような<br/> 事象又は状況が発生した場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改<br/> 善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認<br/> められ、四半期会計期間が属する事業年度（当該四半期会計期間以前の期間<br/> を除く。）以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要<br/> な影響を及ぼすときは、当該重要な不確実性の存在は規則第8条に規定する<br/> 重要な後発事象に該当することに留意する。（別）</p> | <p>6 四半期貸借対照表日後に継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は<br/> 状況が発生し、四半期会計期間が属する事業年度（当該四半期会計期間以前<br/> の期間を除く。）以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況<br/> に重要な影響を及ぼす場合には、当該事象又は状況は規則第8条に規定する<br/> 重要な後発事象に該当することに留意する。</p> <p>7 <u>規則第21条第3号に規定する経営者の対応には、重要な疑義を解消するた<br/> めの経営計画がある場合にはその内容、重要な疑義を解消するための経営計<br/> 画がない場合には経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが<br/> 合理的と判断した理由が含まれる。なお、後者の場合においても、債務超過<br/> であるときや重要な債務の不履行等の可能性が高いときには、当該事由の解<br/> 消の見通し等を記載することに留意する。</u></p> |
|---|--|

○ 「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

| 改 正 案  | 現 行  |
|--|--|
| <p>51 財務諸表等規則ガイドライン58の取扱いは、規則第51条に規定する偶発債務の注記について準用する。</p> | <p>52 財務諸表等規則ガイドライン58の取扱いは、規則第52条に規定する偶発債務の注記について準用する。</p> |

○ 「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

| 改 正 案   | 現 行  |
|---|--|
| <p>5の18-2 財務諸表等規則ガイドライン8の27-2及び8の27-3の取扱いについては、規則第5条の18に規定する継続企業の前提に関する注記について準用する。</p>  | <p>5の18-2 財務諸表等規則ガイドライン8の27-2の取扱いは、規則第5条の18に規定する継続企業の前提に関する注記について準用する。</p>   |
| <p>5の18-3 規則第5条の18の注記において、前事業年度の財務諸表において財務諸表等規則第8条の27の規定により注記した継続企業の前提に関する重要な不確実性が中間貸借対照表日において認められる場合には、中間貸借対照表日までの期間における当該重要な不確実性の変化も含めて記載し、当中間会計期間未までに継続企業の前提に関する重要な不確実性に特段の変化がない場合には、前事業年度の注記を踏まえる必要がある(例えば、前事業年度の末日に当該注記を行った場合であって、当中間会計期間の末日までに継続企業の前提に関する重要な不確実性に特段の変化がないときは、当初に行った注記の内容を基に、事業年度の末日までの期間に対応した内容を記載する必要がある。)ことに留意する。</p> | <p>5の18-3 規則第5条の18の注記において、前事業年度の財務諸表において財務諸表等規則第8条の27の規定により注記した継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が中間貸借対照表日において存在する場合には、中間貸借対照表日までの期間における当該事象又は状況の変化も含めて記載することに留意する。</p>  |
| <p>(削る)</p>   | <p>5の18-4 規則第5条の18の注記において、中間貸借対照表日において存在した継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が中間貸借対照表日後に解消又は大幅に改善した場合には、その旨及びその経緯も含めて記載することに留意する。</p>   |
| <p>5の18-4 規則第5条の18第2号に規定する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策については、少なくとも当中間会計期間の属する事業年度の末日までの期間を対象とした対応策を記載することに留意する(5の18-3において前事業年度の注記を踏まえる必要がある場合を除く。)</p>  | <p>5の18-5 規則第5条の18第3号に規定する経営者の対応及び経営計画については、前事業年度の決算日における継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に特段の変化がなければ、少なくとも当中間会計期間の属する事業年度の末日までの経営計画等を、前事業年度の決算日における継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に大きな変化がある場合、あるいは、前事業年度の決算日において継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在していなかったものの、当中間会計期間に継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が発生した場合については、少なくとも当中間会計期間の中間貸借対照表日の翌日から1年間の経営計画等を記載することに留意する。</p> |
| <p>5の18-5 前事業年度の決算日における継続企業の前提に関する重要な不確実性に大きな変化があった場合又は前事業年度の決算日において継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められなかったものの、当中間会計期間に継続企業の前提に関する重要な不確実性が新たに認められることとなった場合であって、当中間会計期間の末日から1年以内において継続企業の前提が成立するとの評価に基づいて中間財務諸表を作成するときは、規則第5条の18第3号に規定する当該重要な不確実性が認められる理由として、具体的な対応策が未定であること、5の18-4に規定する対応策の対象期間を超えた期間についても継続</p>  | <p>(新設)</p>  |

|   |   |
|---|---|
| <p>企業の前提が成立すると評価した理由等を含めて記載することに留意する。</p> <p>5の18-6 中間貸借対照表日後に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が発生した場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められ、中間会計期間が属する事業年度（当該中間会計期間を除く。）以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼすときは、当該重要な不確実性の存在は規則第5条の2に規定する重要な後発事象に該当することに留意する。</p> | <p>5の18-6 中間貸借対照表日後に継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が発生し、中間会計期間が属する事業年度（当該中間会計期間を除く。）以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす場合には、当該事象又は状況は規則第5条の2に規定する重要な後発事象に該当することに留意する。</p> |
|---|---|

○ 「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

| 改 正 案  | 現 行  |
|--|--|
| <p>17の14 「中間財務諸表等規則ガイドライン5の18-1から5の18-6までの取扱い」は、規則第17条の14に規定する継続企業の前提に関する注記について準用する。</p> | <p>17の14 「中間財務諸表等規則ガイドライン5の18-1から5の18-6の取扱い」は、規則第17条の14に規定する継続企業の前提に関する注記について準用する。</p> |

○ 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

| 改 正 案   | 現 行   |
|---|---|
| <p>8の2-10 規則第8条の2第10号に規定する事項には、支払利息を資産の取得原価に算入する会計処理の内容等、財務諸表について適正な判断を行うために必要と認められる事項を記載するものとする。</p> | <p>8の2-10 規則第8条の2第10号に規定する事項には、<u>のれんの償却方法及び償却期間</u>、支払利息を資産の取得原価に算入する会計処理の内容等、財務諸表について適正な判断を行うために必要と認められる事項を記載するものとする。</p> |